

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（神石高原町）
（議事要旨）**

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月18日（火）15:55～16:35
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

入江 嘉則	神石高原町長
重森 純也	神石高原町副町長
岡崎 謙	神石高原町未来創造課長
池田 孝介	神石高原町政策企画課長
松井 和寛	神石高原町保健福祉課長
唐川 伸幸	神石高原町スーパーシティ構想アーキテクト 新潟薬科大学教授
前田 善宏	神石高原町スーパーシティ構想アーキテクト デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社執行役
中西 敏夫	神石高原町スーパーシティ構想アーキテクト 市立三次中央病院病院長
福田 尚久	日本通信株式会社代表取締役社長
鈴木 茂昭	アストロデザイン株式会社代表取締役社長
河村 能夫	熊谷大学名誉教授

＜国家戦略特区ワーキンググループ委員＞

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	岸 博幸	慶應義塾大学大学院教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜情報・デジタル、個人情報保護の専門家＞

平本 健二 内閣官房政府CIO上席補佐官（スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）

<内閣府地方創生推進事務局>

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官
喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 提案内容説明
 - （2） 質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

これより神石高原町からスーパーシティの提案についてヒアリングを実施いたします。

まずは自治体より提案内容について10分程度で御説明いただき、その後、質疑応答、全体で40分程度を予定しております。質疑応答の際の司会は八田先生によりしくお願いいたします。

それでは、自治体より提案内容の説明をよろしくお願いいたします。

○入江町長 皆さん、こんにちは。神石高原町長の入江嘉則です。

本町は重要度の高い変革をスピード感を持って対応できる町で、町民の代表である議会も率先して変革に取り組んでおります。また、町民も共通の社会観を持っており、共通の未来のあるべき姿を具現化していきたいと願っております。誰もが挑戦できる町、神石高原町の環境を国民発展の基礎としていきたい。これが私たち神石高原町のスーパーシティ構想のテーマであります。

計画策定に当たり、16の民間事業者の方々の協力を得ました。今後、行政府や規制改革について国と連携し、既にある国家戦略特区制度の重要規制改革とも連携し、スピーディーに地域包括改革を行ってまいります。既に広島県と特区連携協議をしているところです。本日はよろしくお願いいたします。

○唐川アーキテクト アーキテクトの唐川です。よろしく申し上げます。

冒頭に、町長のほうから話がありました地域包括でもかじ取り、推進をしておりますので、4つの今、重要施策として推進している事例を基に説明をしていきたいと思っております。

まず画面共有。お手元に資料が行っているかと思いますが、今、画面を共有しますので、3ページの医療を中心とした計画施策例と関連法です。こちらのほう、まずポイントを社

会、個人の考え方の説明をしますと、社会的には個人情報保護法の改正により、包括同意、本人より部分解除は可能な状態を行い、社会構造の変革を起こし、平常時医療、災害時医療／救援などにおいてより多くの人命の保全を可能とします。これは社会的観点です。

次に、個人的には憲法25条、皆さん御存じの憲法ですので、簡単に読み上げますと、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。次に、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。こちらに基づく国民の権利を感受できる町というのが一つの個人から見た見え方です。

こちらのほうに、左側に1、2、3、4から11まで基盤、基本となるタスクを並べております。これらを全体的に個人情報記録の包括同意により尊い命が守れるサークルという、正のサークルです。負のサークルではなく正のサークルに回していくことを目標としております。

右側には規制、我々のほうで変えていただきたい規制が羅列しております。個人情報の保護、こちらは包括同意ができるように個人情報及びいろいろな法律があると思うのですが、全て追記で「包括」という言葉を入れていただきたいと思っております。特に医療では最善の命の保全をするために最も効果が出ます。

次の法律は後ろでまた説明しますので、こちらは直接管理をする通信法です。そちらは出力を強化することによってエリアをカバーできるようにする。神石高原町は林野部が多いので、特に林野部に入ると電波が届かないところは多くございます。こちらのほうも出力アップという規制を外すというか、改定をしていただければと思います。あと放送法です。こちらは事業者の認定の手法の改革、その他です。

次に、4ページです。次はバーチャルスクールです。こちらは機会均等、教育を実現するためのバーチャルスクールを中心とした計画施策になります。社会的には、総合的な国民への学ぶ機会を公平にし、多様な国民の能力を引き出し、国運の発展の基礎とする。特に先端技術によりネット環境の問題を克服し、教育制度の質の改革を行いたいと思っております。御存じのように今後、総務省のほうで8Kの回線が1つ公開というか、4Kからほかの事業目的で使うということで一つ外れると思っておりますので、そちらをより自治体及び教育に使えるような政策になればいいかと思っております。個人的には個人の観点は、多様な能力を生かせる機会をつかめる町、このような環境にしていきたいと思っております。

同じように1から11にそれぞれの個別の事業及び機能を考えています。こちらは多様な能力を生かせる機会のサークルです。特に義務教育です。こちらで8K視聴覚教育などを行っていただけるように、インターネットではやはり不得意とするような分野もたくさんありますので、例えば高精細なリアルな映像を小学生含め義務教育で使えるようにやっていく。あとは東京と例えば神石は離れていますが、その距離感をなくすような均一になる教育、コンテンツが提供できるような町にしたいと思っております。

次が規制のほうなのですが、右側の個人情報は先ほど説明しました。こちらは通信法と放送法です。特に放送法です。こちらは衛星回線を使う場合、事業者にかなり制限がかか

っておりますので、そちらの緩和をお願いしたいところです。

次に、5 ページ、こちらが神石の地域環境に非常に根づくものなのですが、地域のマクロ農林経済を中心とした計画施策になっております。社会的には地域エコロジーシステム、生態系のコラボレーションを構築することにより、地球／自然と調和する地域経済を実現する。グリーンシティ、ESGシティ、LEEDシティ。これは国際的な環境保全を実現しようとするまちづくりです。そちらを行っていただければと思います。

次に、個人は心地よい町の生活感を取り戻すというメリット及び目標があります。こちらは簡単に言いますと、事業が、これはマクロ農林が何かというところはちょっと分かりにくいかと思っておりますので、こちらは農業、林野業をマクロ的視点で捉えまして、基本は事業者、農林事業者と土地及び農産物、あとは各種免許があると思うのですが、そちらを全てビジュアル化する、データ化して、一つ一つの個別的評価ができるようにすることです。これの証券化、金融比率を使いまして、証券マーケットをつくって、バリューもある、付加価値も非常に高いものをつけやすくしております。

こちらは地域マクロ農林経済のサークルで、もちろん林野法のほうがかなり関係しております。豊かな、これは林野経営の活性化ですね。こちらを包括的にやることを考えております。個別には農林のほうで非常にいろいろ努力をされているのですが、なかなか包括協議が今までされていけませんので、そちらのほうを一つでも多く基盤部分を立ち上げられればと思っております。こちらが里山の維持と魅力のある林業の再生です。こちらにちょっとひもづいていますのが所得税法です。こちらは管理コストの損金算入が今、非常にスムーズでない法制度になっていまして、こちらを管理経費の個別管理、伐採の活性化、高付加価値化、この辺りができるように改正をお願いできればと思います。

次に6 ページ、こちらは神石高原町テレコムという自治体発の電話会社です。こちらを今、申請する準備をしております。それを中心にした計画政策になります。ポイントは、社会的観点では通信事業を自治体が行うことにより、住民から預かる情報と連携することにより、個人情報安全性を担保して、スムーズな行政サービス及び住民の保護を実現します。災害及び医療にて効果が非常に大きいです。また、地域連携を横串で刺すハイレベルなネットワークとの位置づけになります。また、これは他の市町村との地域連携でもコアになるネットワークとなると信じております。

次に、個人的には、面倒な行政手続を簡素化できて生活の自由度が高まります。これにより経済の活性化が行えればと思います。

左のサークルのほうです。こちらは安心できる情報／コミュニティーのサークルです。こちらは自治体が行うことにより、通常の電話会社、キャリアでは持ち得ない情報及び回線が自治体にはあります。例えば住基ネット、マイナンバーなどの情報へのアクセス、管理、こちらをテレコムのキャリアというか神石高原町テレコム、新たな携帯電話会社としてやることによって、住民に細かくメッセージが送れるようになったり、個人情報を外へ出さなくてもよくなります。高原町テレコムの中で自治体として内部完結ができる部分が

多く出ますので、個人情報の保護にも非常に住民に安心していただける環境が構築できます。

最後に規制に関して中心的に説明をします。

まず、個人情報です。こちらはまず医療を中心にはしてあるのですが、例えば広島県ではHMネットという全県統一のIDの患者番号、医療番号があります。そちらとも連携し、あとマイナンバーとも連携。各基本はIDです。それを相互乗り入れができるようにする。または、それぞれ本来は個別同意が必要なのですが、それを包括同意が取れるような施策に変えていければと思います。

こちらのほうは個人情報の保護に関する法律の第23条、これは第三者への提供の制限においてデータが社会的に有用であるとともに、これは自治体にあることでメリットがある場合は第三者を自治体の神石高原町と読み替えて、包括同意による利益が可能になるものとする、こういう許可、変更ができればと思います。

あと林野経営です。所有している林野の経営において、そちら、基本はビジュアル化する、あとはデータ、台帳に基づいて全てをデータ化することです。極論を言えば地域ごとにデジタル化していきます。

所得税法、こちらは放置している山林、こちらのほうの出費、なぜ間伐が行われていないかという、こちら、所得税の問題とか経費の問題がかなりありまして、こちらのほうも改善を求めていきたいと思います。

通信法、こちらのほうは非常に簡単で、神石高原町は中山間地域が多くありまして、空中線電力が200ミリワットの許容量を2ワットまで変更したいと思いますというか、変更してカバーエリアを増やしていければと思います。こちらの改革もお願いしたいと思います。

次に、放送事業は特に教育事業を行うに当たって、これは自治体が行うこと、教育事業であること、これらの条件付でも構わないのですが、事業者認定基準を少し緩和していただければと思います。

最後に、日本国憲法の25条です。こちらをあまねく実現できる、包括的に実現できる神石高原町のまちづくりをつくれればと思っております。こちらは憲法を変えることを言っているのではなくて、憲法に基づいたことだけは変えずに基軸に置いていきたい部分であります。

以上になります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問をお願いいたします。

では、中川さん。

○中川委員 すみません、私のほうから1点、御質問をさせていただければと思います。

森林法との関係なのですが、御説明の資料を見ますと、経営計画を立てる、義務づけて経営計画を立てない場合には市が管理をするというようなことが御提案されているように思うのですが、これは森林の所有者の意思にかかわらず、森林計画を立てない場合

には所有権はそのまま市が管理をする、市が利用するという、そういうことをおっしゃっているのでしょうか。これは所有者不明土地などのように所有者が特定できない場合にNPOですとか地方公共団体が利用するというような法制はありますけれども、資料の額面どおりだとすると、なかなかハードなことをおっしゃっているのかなと思います。

その場合に、スーパーシティ法の中で住民同意を取りなさいという話をしておりますけれども、住民同意の中でこの事項についても同意が取れているのでしょうか。それとも、やはり反対が強いのでしょうか。もしも住民同意が取れているのだとすると、このようなハードな制度として仕組む必要はなくて、むしろ森林の経営計画を立てること、あるいは森林の事業を推進することに対するインセンティブを何らかの形でつけてあげるといような制度のほうがいいと思うのですけれども、何か私が見る限りにおいて、ややハード過ぎる提案がなされているような印象を受けたので御質問させていただいております。

○八田座長 どうぞ。

○唐川アーキテクト アーキテクトの唐川のほうでお答えします。

まず土地という森林ですね、こちらは私権と公権ということが憲法のほうで基準になっていると思いますので、個人の財産ですね。そちらのほうはそのままにしまして、今、現実的に問題となっているのは、例えばおじいさんが持っていたけれども、孫が所有者であることを知らない場合、放棄しているのではなく分からないというか、本人が認識していない場合が結構ありまして、それで住民、または神石のエリアの中では包括同意の中にそういうものも入れまして、住民も分かっていたら嫌だとか大丈夫とか言えるのですが、分からないケースが多いので、そのために住民全員に包括的にこういうケースの場合はこういうようにします、御同意くださいという同意を今、取ろうと考えております。

○八田座長 中川さん、続いて何かありますか。

○中川委員 すみません、今のお答えというのは何となく経営計画を義務づけて、経営計画が出ない場合には市が管理をするということとは少し違うような感じがするのですけれども、では、さらに同意を取ろうとしているということですが、同意が取れない場合にはどうされるつもりなののでしょうか。

○唐川アーキテクト 今の自治体のほうでまず同意、基本は包括同意で意識されていない方はまず同意をされるだろうとは思っているのですが、あとは自治体が全てを運営するという意味ではなくて、本当の所有者も分からないとか、ある意味、放棄されているケースです。そちらの場合に町のほうが公的資金を投入して間伐とかをできればと思います。

○中川委員 所有者が不明で非常に劣悪な土地管理しかされていないようなものについては市が管理をするということを制度的に位置づけたいのでしょうか。

○唐川アーキテクト はい。そうです。まずは同意を基軸にしておりまして、本人が自分たちは分かっているからやる、でも、やっていないという方たちも多いのですが、そこは当面は初期段階では入れないように、特に強制執行するものではないと思っています。

○中川委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 平本さん、お願いします。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 個人情報保護の包括的な同意ということについてお聞きしたいのですけれども、ここは個人情報保護法のQ&Aを見ると、今でも個別に取らなくても包括同意というのはできるというように解説はされているのですが、それを超えてやりたいというお話なのか、包括的な意味がもしかしたら違うのか、それと、あと包括的に同意を取るとしたら、町民の方々みんなに取っていくということになるのか、そこら辺を教えていただければありがたいのです。

○八田座長 どうぞ。

○唐川アーキテクト まず、新たな基本の部分がございまして、医療で特にこの辺りをやりたいので中西先生のほうから追加をいただく予定です。

まず神石では神石高原町テレコムということで、将来的には全町民に全て町の電話を配付するというのを今、考えております。その上にとつとつて、まず医療の特に広島県のHMネットとの連携です。そちらのほうを考えております。中西先生のほうで個人情報及び医療情報について詳しい説明をお願いします。

○中西アーキテクト アーキテクトの中西です。

私、広島県の自治体の医療情報や地域医療をやっています。HMネットというのは全県の医療情報システムですけれども、実際には診療情報については各病院ないし県や薬局等、患者さんと診療情報については同意を取って閲覧ができるというような格好にしております。ただ、今、災害とかというような場合も含めて、パーソナルヘルスデータと言われる部分について神石高原町のほうはタブレット端末を全院に配るといったことを計画しておられまして、こういう中にいろいろな医療情報と言われるものも含めてデータが取り込んでいかれるということですので、こういう部分を一括して同意を取っていききたいというように思っています。そういうことによって、災害時とか救急医療の場合、いろいろな情報を閲覧するということができますので非常にいいと思います。タブレットのほうに入れていただければすごくありがたいなということで、こういうところに力を入れて一緒にやっていきたいと思っています。

以上です。

○唐川アーキテクト 先ほどの今までというか、今ある包括同意との違いというのは我々もちょっと分かっていないところもありまして、今、我々の認識では、既に情報保護のほうでされている包括同意というものはどのレベルのものを想定されているか我々は理解しております。今回は特に医療ですね。医師法も絡んできますので、医師法、林野法、教育法、その他、法律をブリッジするような包括同意を我々は目指しております。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 分かりました。そういう意味での包括ということですね。法律をまたがったという意味で。

○唐川アーキテクト はい。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

○八田座長 それでは、落合さん、お願いします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。私のほうからは2つほど伺えればと思います。

一つは、先ほどプレゼンいただいた資料と、詳細なほうの提案書のほうをちょっと見比べたところ、かなりそれぞれ提案されている項目が違うような感じがしております。それぞれどういう関係性になっているかを教えていただければというのが1つ目になります。

2つ目については、通信法というのが多分、電気通信事業法を指されているのだとも思われました。また、放送法のお話もいただいていたと思います。通信法については現在、総務省とかと何かお話しされていることがあるのかということをお教え頂けないでしょうか。また放送法についてどういう基準緩和が必要で、それがなぜ必要なのかという辺りが、具体的な御要望が必ずしも分からないところがあったので、それを教えていただければと思いました。

以上です。

○八田座長 お願いします。

○唐川アーキテクト まず唐川のほうから関係性なのですが、冒頭に町長のほうが申しました包括でかなり社会構造の部分を我々は触っております、表現の仕方を今回は事例を示したほうがいだろうということで今回のような資料を作っております。細かいところをブレークダウンして落としていくと一番最初に申請したところにそれぞれがつながるような状況に今、なっております。そういう資料の記述を今回しております。

次に、通信法と放送法の関係は、今、別の会場におります日本通信の福田社長とアストロデザインで、福田社長のほうに通信法に絡む部分で、アストロデザインの鈴木社長に放送法に絡む部分、例を少し用いて説明していこうと思います。

福田社長、お願いできますでしょうか。

○福田代表取締役社長 日本通信の福田でございます。よろしくお願いたします。

御質問は、通信法の部分についての改正について、担当官庁である総務省との協議等が行われているかという御質問だとお受けいたしました。

これにつきましては、私ども日本通信という会社はMVNOという事業モデルをつくってきている会社でございます、創業時からずっとやってきているのですが、通信に関しては常に様々な改革案というのが検討はされています。しかしながら、検討はされるのですが、なかなか進まないというのが私ども現場にいる感覚でございます、これについては、やはり全国一律に変えていくということについて非常に大きな既得権益があるということから、大きな抵抗が非常にあるというところ、これがございます。そうした場合に、やはりここについては実績をしっかりと国家戦略特区として作りながらやっていくということがいいのではないかと。

今回、具体的に言いますと、神石高原町、私もお伺いはしているのですが、やはり山が非常に深いということもあって、そういった地域において携帯電話が通らないというところがある。そこに関して言えば、今、ローカル4Gという、ローカル5Gが本格的にというの

はまだ数年かかるとは思いますが、今の4G、LTEに関して言えば、非常にコストを安く電波を送る基地局というのは設置することが可能になっています。また、ローカルの4Gという枠組みも現在、制度としてございます。

しかしながら、今の規制で言いますと屋内、例えば大学の構内とか工場の中で基地局ということ認められているのですが、構外、外で電波を送ることは認められていないという問題。それから、非常に屋内が専門なので微弱な電波を飛ばすことになっているのですが、微弱というのは具体的に言うと200ミリワットという世界です。これを例えば10倍の2ワットをやらせていただくと範囲としては3キロ、4キロ飛びますので非常に有効に活用ができる。

ちなみに携帯の基地局、携帯会社の基地局というのは何十ワットですので、特段2ワット増えたからといって何ら干渉等起きるわけもなく、そういったことは可能です。したがって、こういったものを使いながら、しっかりと携帯が通らない地域をなくしていくということをやったりどこに設置をしたら一番ベストなのか、また、そこについて大体地方自治体が場所を持っておりますので、その場所に設置をするということによって非常に低コストで、かつ、そういったインフラを作っていく。まさに携帯インフラというのは本当に社会資本なので、誰もが使えるということをやったり自治体として取り組んでいく、そういう時代に来ているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

○鈴木代表取締役社長 アストロデザインの鈴木と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、今回、放送信号の活用についての提案をしております。具体的にどの法律をどう変えるということについて詳しく私のほうで今、把握していないのでその御説明はできませんが、例えば教育に放送を使うというのは昔から視聴覚教育で行われております。現在も放送法の中に放送大学という項目があって、実際に大学教育と放送、電波を使って行われているわけですが、でも、義務教育で映像放送、昔は視聴覚教育というのが盛んに行われていたと思いますが、最近は、記録映像自体はしていると思いますが、放送信号を使って全国一律にクオリティーの高い番組を流すというようなことは行われていないのだと思います。

一方で、御存じのように今、4K、8K放送というのが行われております。これは4Kも8Kももう実放送になっていますけれども、実際には御存じのように4K放送は民放については2Kの衛星放送とほとんど同じ番組しか流していない。それから、8KについてはNHKだけの放送ですけれども、非常にコンテンツの量が限られていて時間も短い放送しか行われていないです。一方で、その4K、8K放送をやるために左旋放送衛星というのを打ち上げています。もう一つ、CS放送というのがあります。CSも同じように左旋CS放送の衛星が上がっていて、これも4K放送が行われております。

この左旋放送の衛星は実は空きチャンネルがたくさんあるのです。まだ使っていない部

分がいっぱいあります。その使っていない部分を使って学校放送、特に8Kの映像を使いますと、これまでの映像ではできなかったような非常に詳細な情報コンテンツを作ることができますので、教育には非常に向いていると考えられます。

その8Kの小中学生向けの教育番組を作って全国一律に流すというようなことをする価値は大きいのではないかと。これはなぜかという、今、映像教育という、もう最近では5Gだとか通信技術を使ってというように皆さんは考えられると思うのですが、御存じのように、今、5Gで8Kの放送、今の放送クオリティー。放送クオリティーというのは8Kのベースバンドの約500分の1から1000分の1という物すごく大きな圧縮をかけているのですが、それだけの圧縮をかけても現在の5Gでは簡単に信号電波ができません。できたとしても安定に受信できないというのが現実です。

一方で、8Kの衛星放送は非常に安定にきれいなものが行われているわけです。8Kのチャンネルを使うと受信機が市販の8Kテレビをそのまま使えるということなのです。これをネットで8Kの教育配信をしたとしても、受信端末で非常にお金がかかります。その部分が放送の場合は既にもう今、8Kテレビが思ったよりも非常に安くなっていますので、そういうものを使って大幅にコストが下がって、なおかつ通信方式よりも安定なクオリティーで教育ができる、そういうことができる技術は今、使われていないので、そこをもっと活用できるようにしたらどうかというのが提案であります。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

落合さん、よろしいでしょうか。

○落合委員 はい。1点だけ伺いたかったのは、放送は全国放送をされたいということなのででしょうか。

○鈴木代表取締役社長 基本は、私は全国放送すべきだと思っております。

○落合委員 特区のほうでもやりたいということですか。

○鈴木代表取締役社長 特区、その第一ステップで、トライでこういう機会を捉えてやってみたらいかがでしょうかという。

○落合委員 そうということですね。分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 ほかに御質問ございますでしょうか。

秋山さん。

○秋山委員 ありがとうございます。

町長をはじめとして町の方にお伺いしたいのですが、今回のこの御提案内容、計画について住民合意、実際に行政サービスというかメリットを受けられる町民の皆さんが今、どのように受け止められるのかということを知りたいのですが、頂いた資料の中では議会に説明をしましたということの御説明しか書いていなかったもので、この住民合意あるいは住民の受け止めについての御説明を補足でお願いできればと思います。

○八田座長 お願いします。

○入江町長 町長の入江です。

基本的には住民の代表であります議会、予算の議決権がありますから、議会を通じて町の方に説明をする形になりますけれども、具体的にいろいろなところで説明会ということはやっておりません。町もSNSを使って発信をしたり、新聞報道を使って今、町民の方にお知らせの内容、お知らせをさせていただいているところです。それについてもいろいろ既に反響とか例えば携帯、スマートフォンをこれができるから新しいものに変えようとか、どういった健康管理ができるのかというような具体的な質問とかも毎日のように来ていますから、今はまだそういう段階で住民の方々にお答えしていく。6月の議会がありますから、そこを通じて今度は町民の方、自治会等々を通じて、しっかり説明をしていきたいというように今、考えているところです。

○八田座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

それでは、今の秋山さんの質問と、それから、最初の落合さんの質問とに関連しているのですけれども、こう考えてよろしいのですか。ここで包括的な同意というのは、いろいろな法律について全部串刺しでやるという意味で包括という言葉を使ってらっしゃることだったのですが、例えば健康の個人情報について県のネットワークとつなぐとか、それから、マイナンバーとかつなぐということに関しては、それを全員についてやるのではなくて、望む人についてだけやる。いわゆるオプトインでやるというお考えなのでしょうか。それとも、そういう個人情報に関しても災害のようなことがあったから、最初から全員にやってもらいますということなのでしょうか。

○唐川アーキテクト 唐川のほうから説明いたします。

基本的には将来的というか、神石高原町テレコムの手帳型を住民に全て配る計画をしております、ただ、いきなりではなくて、まずは必要とされる、持っていない、例えば70歳、75歳以上の方とか、そこからあとは地方役場の職員とか、ゾーンを絞って普及させる予定にしておりまして、先ほどの包括同意に関しては、基本的には全員の同意を包括で取るということを考えております。ただし、条件というか嫌な人は外してくださいということです。

○八田座長 嫌な人は外せるわけですね。

○唐川アーキテクト はい。そうです。

○八田座長 ということは、災害のときにもその人は自分で望んで入らなかったのだから、ちょっと助けられないかもしれないけれども、そのことは覚悟してねと、そういう形でやるわけですね。

○唐川アーキテクト はい。正確に言うと本来そこまでやるべきかもしれないですが、それは人間の付き合いというか関係上、もし災害に遭った方はちゃんと助けると。ただし、事前にそういうことをやっておいていただくとレスキュー及び住民支援に関して非常にスムーズに行きますので、それは結果的に住民のメリットになるかとは思いますが。

○八田座長 それはそうですね。救急のときでも医療情報があったら、その人に対しては

非常に早くできるだろうけれども、ない場合にはその分、手間がかかるリスクは冒してちょうだいということですね。では、そういう意味でのオプトインのシステムに関する同意を議会や何かで得る、そういうことですね。

○唐川アーキテクト はい。そうです。

○八田座長 分かりました。

ほかに御質問ございませんか。

それでは、これもちまして、この神石高原町のヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。